

中国によるレアアース輸出管理措置

- 2025年4月4日、中国商務部等がサマリウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ルテチウム、スカンジウム、イットリウム（※） 関連の品目に対する輸出管理の決定を発表。
（※）いずれもレアアース（希土類）に分類される元素。
- 関連品目の輸出には、中国輸出管理法及び中国デュアルユース品目輸出管理条例の関連規定に従って、中国商務部への許可申請が必要。
- 公布と同日施行。

（参考）中国商務部報道官談話【2025年4月4日】（機械翻訳）

質問：

2025年4月4日、商務部および税関総署は、中重希土類関連品目に対して輸出管理を実施するという公告を発表しました。今回の中国側の輸出管理政策の導入について、どのような考慮があったか？

回答：

「中華人民共和国輸出管理法」などの関連法令に基づき、2025年4月4日、商務部は税関総署とともに、サマリウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ルテチウム、スカンジウム、イットリウムの7種類の中重希土類関連物品に対して輸出管理措置を実施する旨の公告を発表しました。この公告は、発表日より正式に施行されます。今回、中国政府が関連物品に対して輸出管理を実施する目的は、国家の安全と利益をより良く守り、拡散防止などの国際的義務を履行することです。これらの物品は軍民両用の性質を有しており、その輸出管理は国際的に通用する慣行です。中国は責任ある大国として、これらの物品を管理対象に含めることにより、世界平和と地域の安定を堅持する一貫した立場を示しています。中国側は、二国間の輸出管理に関する対話および交流の仕組みを通じて、対外的な交流と協力を強化し、適法な貿易の促進を目指します。